

裁量労働制実態調査に至る経緯と調査結果の概要

日本労働弁護団シンポジウム

2021年8月27日

法政大学・上西充子

1. これまでの経緯

(1) 2018年働き方改革関連法案 国会審議

- 規制の強化と緩和の抱き合わせ一括法案

- 法律案要綱労政審答申:2017年9月15日/法律案閣議決定:2018年4月6日
- 規制強化:罰則付きの時間外労働の上限規制など
- 規制緩和:企画業務型裁量労働制の拡大+高度プロフェッショナル制度の創設

- 1月29日 安倍晋三首相答弁

「厚生労働省の調査によれば、裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均的な方と比べれば、一般労働者よりも短いというデータもあるということは、ご紹介させていただきたい」

<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/119605261X00220180129/131>

※2018年1月29日の安倍首相答弁の答弁資料であったとして野党側に提示されたもの

		みなし労働時間 (平均)	実労働時間 (平均)
専門業務型 裁量労働制	最長の者	8:32	12:38
	平均的な者		9:20
企画業務型 裁量労働制	最長の者	8:19	11:42
	平均的な者		9:16
一般労働者	最長の者	—	11:11
	平均的な者	—	9:37

出典:厚生労働省「平成25年度労働時間等総合実態調査」

- 1月31日 加藤勝信厚生労働大臣答弁

「私どもの平成二十五年労働時間等総合実態調査、これ、厚生労働省が調べたものでありますけれども、平均的な一般労働者の時間が、これは一日の実労働時間ですが、九時間三十七分に対して、企画業務型裁量労働制は九時間十六分と、こういう数字もあるということを先ほど申し上げたところでございます」

<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/119615261X00220180131/232>

- 2月15日 安倍首相が答弁撤回、野党合同ヒアリング開始
- 2月19日 調査票の該当箇所を野党に開示。不適切な比較であったと答弁で謝罪
 - ◇ 一般労働者の9時間37分
=8時間+「平均的な者」の1日の時間外労働の最長時間数1時間37分
 - ◇ 企画業務型裁量労働制の9時間16分=「平均的な者」の「労働時間の状況」
- 2018年2月19日の第4回野党合同ヒアリングで開示された調査票の該当部分

平成25年度労働時間等総合実態調査に用いた付表（抜粋）

調査事項

I 時間外・休日労働等

問6 時間外労働の実績

1 時間外労働時間数

	調査対象月の時間外労働が最長の者		調査対象月の時間外労働が平均的な者	
	法定労働時間超		法定労働時間超	
一般労働者	1日の時間外労働の最長時間数	時間 分	時間 分	時間 分
	1週の時間外労働の最長時間数	時間 分	時間 分	時間 分
	月間の時間外労働時間数	時間 分	時間 分	時間 分
	年間の時間外労働時間数	時間 分	時間 分	時間 分

IV 裁量労働制 （裁量労働制を導入している場合に記入すること）

問3 労働時間の状況

	労働時間の状況として把握した時間のうち、最長の者の状況			労働時間の状況として把握した時間のうち、平均的な者の状況		
①専門業務型裁量労働制	1日	時間 分	時間 分	1日	時間 分	時間 分
②企画業務型裁量労働制	1日	時間 分	時間 分	1日	時間 分	時間 分

2018年2月19日衆議院予算委員会 加藤勝信厚生労働大臣
<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/119605261X01320180219/100>

衆議院予算委員会の御指摘を踏まえ、平成二十五年度労働時間等総合実態調査結果について、調査手法を確認するため、調査に携わった労働基準監督官へのヒアリングや過去に同様の調査を行った際の経緯を調べるとともに、集計データの点検を行った。結果は以下のとおり。

この調査は、全国の労働基準監督署の労働基準監督官が事業場を訪問し、事業場からの聞き取りを行い、関係書類を確認し、労働時間を調査しているものである。その際の平均的な

者とその労働時間の選び方については、次のとおりであった。

一般労働者については、公表している冊子においては、平均的な者とは、調査対象月において最も多くの労働者が属すると思われる時間外労働時間数の層に属する労働者のことをいうと記載されているが、労働時間の選び方については記載がなかった。この点について精査した結果、当該者の調査対象月における法定外労働時間の最も長い日と最も長い週について、当該労働時間をそれぞれ別個に記入することとなっていた。

裁量労働制については、労働基準法に規定する労働時間の状況として把握した時間について記入することになっているが、公表している冊子には、単に平均な者と記載されているのみであり、一日の労働時間をどのように選ぶのかは記載がなかった。この点について精査した結果、労働基準法に定める定期報告で報告しているものを転記するか、又は、賃金台帳等の記録により監督官が実際に調べた時間を記入することとしており、一日で見て最も多くの労働者が属すると思われる労働時間の層に含まれる労働者の労働時間を記入することになっていた。

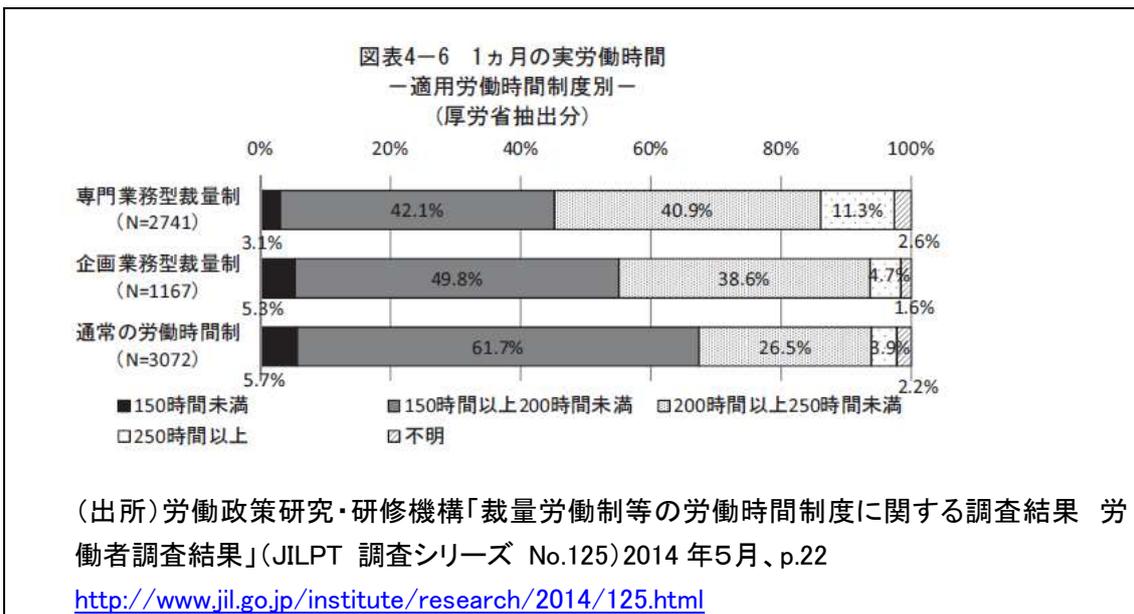
このように、平均的な者の労働時間について、一般労働者と裁量労働制で異なる仕方で選んだ数値を比較していたことは不適切でありました。深くおわびを申し上げます。

- 2月19日 野党側に調査結果の個票データ(該当部分)を開示→異常値が多数みつかる
- 2月28日 裁量労働制の改正について、法案から全面削除する方針を決定
実態を厚生労働省において把握しなおした上で、議論をし直すことに
- 3月23日 実態調査のうち裁量労働制に係るデータ(表45～表60)について撤回
- 5月15日 実態調査のうち裁量労働制以外のデータについて、異常値である蓋然性が高いものは無効回答として、当該事情上のデータ全体を削除した再集計結果を国会に報告
- 5月25日 上記の再集計結果から、同一の調査票が重複して提出されていた6事業場のデータについて、それぞれ片方を削除した訂正版を国会に報告
- 7月19日 裁量労働制データの不適切な比較等に関する関係者の処分について(「裁量労働制データ問題に関する経緯について(厚生労働省監察チーム)」を含む)

(2) データの取り直しは必要だったか

- 答弁撤回に至った「比較データ」は労政審労働条件分科会には提示されていなかった
 - 2015年3月26日に民主党の厚生労働部門会議に対して厚生労働省が比較データを提示
 - 国会答弁では2015年7月31日と2017年2月7日に塩崎厚生労働大臣が比較データに言及

- 平成 25 年度労働時間等総合実態調査結果は労政審労働条件分科会に提示されていた
→ ずさんなデータをもとに労政審で審議されたのだから、裁量労働制に関してはまずデータの取り直しが必要、ということに
- ただし、企画業務型裁量労働制を検討していた 2014 年の労政審の段階で、JILPT の調査結果は利用可能だった。にもかかわらず、都合のよい部分だけが提示され、裁量労働制の労働者の労働時間データは提示さないまま、2015 年 2 月 13 日の建議に至った。なお、そもそもこの調査は、厚労省の委託調査である。



- 国会審議において野党側は JILPT の調査結果に言及したが、加藤勝信厚生労働大臣はこう答弁(2018 年 1 月 31 日 参議院予算委員会・森本真治議員に対し)
「どういう認識の下でお話しになっているのかということがあるんだと思いますけれども、確かに、いろんな資料を見ていると、裁量労働制の方が実際の一般の働き方に比べて長いという資料もございますし、他方で、平均で比べれば短いという統計もございますので、それはそれぞれのファクトによって見方は異なってくるんだろうと思いますが、」
<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/119615261X00220180131/230>

(3) 裁量労働制の再検討に向けた閣議決定等

- 衆議院厚生労働委員会 働き方改革関連法案 付帯決議 2018 年 5 月 25 日
 - 十 裁量労働制について、労働時間の状況や労使委員会の運用状況等、現行制度の施行状況をしっかりと把握した上で、制度の趣旨に適った対象業務の範囲や働く方の裁量と健康を確保する方策等について、労働政策審議会において検討を行い、その結論に応じて所要の措置を講ずること。

- 参議院厚生労働委員会 働き方改革関連法案 付帯決議 2018年6月28日
 - 十八、裁量労働制については、今回発覚した平成二十五年度労働時間等総合実態調査の公的統計としての有意性・信頼性に関わる問題を真摯に反省し、改めて、現行の専門業務型及び企画業務型それぞれの裁量労働制の適用・運用実態を正確に把握し得る調査手法の設計を労使関係者の意見を聴きながら検討し、包括的な再調査を実施すること。その上で、現行の裁量労働制の制度の適正化を図るための制度改革案について検討を実施し、労働政策審議会における議論を行った上で早期に適正化策の実行を図ること。

- 経済財政運営と改革の基本方針 2018（2018年6月15日閣議決定）
 - 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組
 - 3. 働き方改革の推進
 - （前略）なお、裁量労働制については、現行制度の施行状況を把握した上で、対象業務の範囲や働く方の健康確保措置等について、労働政策審議会での検討を行うとともに、指導を徹底する。

- 経済財政運営と改革の基本方針 2020（2020年7月17日閣議決定）
 - 第3章 「新たな日常」の実現
 - 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニュー ディール）
 - (3) 新しい働き方・暮らし方
 - ① 働き方改革
 - （前略）こうした中で、労働者が職務の範囲内で裁量的・自律的に業務を遂行でき、企業側においても、こうした働き方に即した、成果型の弾力的な労働時間管理や処遇ができるよう、裁量労働制について、実態を調査した上で、制度の在り方について検討を行う。

- 経済財政運営と改革の基本方針 2021（2021年6月18日閣議決定）
 - 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～
 - 5. 4つの原動力を支える基盤づくり
 - (5) 多様な働き方の実現に向けた働き方改革の実践、リカレント教育の充実（フェーズⅡの働き方改革、企業組織の変革）
 - （前略）労働時間削減等を行ってきた働き方改革のフェーズⅠに続き、メンバーシップ型からジョブ型の雇用形態への転換を図り、従業員のやりがいを高めていくことを目指すフェーズⅡの働き方改革を推進する。ジョブ型正社員の更なる普及・促進に向け、雇用ルールの明確化や支援に取り組む。裁量労働制について、実態を調査した上で、制度の在り方について検討を行う。

● 規制改革実施計画（2021年6月18日閣議決定）

Ⅱ 分野別実施事項

5. 雇用・教育等

(4) 多様で主体的なキャリア形成等に向けた環境整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	社会経済環境や雇用慣行などの変化を踏まえた雇用関係制度の見直し	a 厚生労働省は裁量労働制について、現在実施中の実態調査に関して、適切に集計の上、公表を行う。その上で、当該調査結果を踏まえ、労働時間の上限規制や高度プロフェッショナル制度等、働き方改革関連法の施行状況も勘案しつつ、労使双方にとって有益な制度となるよう検討を開始する。	a: 令和3年調査結果公表、調査結果が得られ次第検討開始	厚生労働省

2. 今回の調査をめぐる経緯

(1) 裁量労働制実態調査に関する専門家検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou_503103_00001.html

- 2018年9月20日～2021年6月25日(全7回)
- 調査方法・調査項目・集計方法などを検討
- 西郷浩(座長)・小倉一哉・小島茂・川口大司・黒田祥子・鈴木重也・樋田勉・(大村修一)
- 2019年4月22日の第5回で調査案の検討は終了→同年秋に調査実施
- 2020年4月6日の第6回で集計処理の方法を検討
- 2021年6月25日の第7回で集計結果が公表された

(2) 第169回労働政策審議会労働条件分科会 2021年7月19日

- 裁量労働制実態調査結果報告
- これからの労働時間制度に関する検討会の設置

(3) これからの労働時間制度に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou_558547_00006.html

- 第1回・2021年7月26日
- 目的: 裁量労働制その他の労働時間制度について検討を行う
- 荒木尚志(座長)・小畑史子・川田琢之・黒田祥子・島貫智行・堤明純・藤村博之

裁量労働制拡大、検討会始まる

朝日新聞 2021年7月27日 5時00分

(中略) 検討会は、新たな調査結果をもとに、裁量労働制の労働時間や健康管理などの論点を議論。労使関係者へのヒアリングも予定し、対象業種や運用のあり方について議論していくという。この日の議論では、座長の荒木尚志・東京大大学院教授が、裁量労働制の方が、そうでない人より1日あたりの平均労働時間が長い調査結果に触れつつ「労働時間の長短にとどまらない幅広い議論が必要」と指摘。法政大大学院教授の藤村博之委員は「使用者側が残業代を減らしたいがために制度を使っている実態もある」と、注意を促した。

3. 裁量労働制実態調査の概要と主な調査項目

(1) 調査概要

	裁量労働制適用事業場	裁量労働制非適用事業場
事業場調査	<p>○専門業務型 協定届を届け出た事業場の全数</p> <p>○企画業務型 報告を行った事業場の全数</p> <p>11,750 か所→6,489 か所(55.2%)</p>	<p>常用労働者5人以上の民営事業場から裁量労働制適用事業場の地域・業種・労働者規模の構成を踏まえて無作為抽出→裁量労働制の対象業務に従事する労働者の有無についてプレ調査を実施→対象事業場のみに回答を依頼</p> <p>15,499 か所→7,746 か所(50.0%)</p>
労働者調査	<p>専門業務型・企画業務型の対象事業場ごとに、裁量労働制適用労働者の規模に応じて無作為抽出</p> <p>104,985 人→47,390 人(45.1%)</p>	<p>裁量労働制の対象業務に従事する労働者から、労働者規模に応じて無作為抽出</p> <p>104,375 人→40,714 人(39.0%)</p>

(2) 主な調査項目

	裁量労働制適用事業場	裁量労働制非適用事業場
事業場調査	<p>事業場属性 労働時間 裁量労働制 導入期間・理由・評価・適用要件</p> <p>業務遂行における裁量の程度 業務の目的、目標、期限等 具体的な仕事の内容・量 進捗報告の頻度 業務の遂行方法、時間配分 出退勤時間</p> <p>特別手当 健康・福祉確保措置 苦情処理措置 本人同意・撤回 労使委員会 今後の裁量労働制に対する意見</p>	<p>事業場属性 労働時間 業務等 裁量労働制を導入していない理由 過去の裁量労働制の導入の有無 業務遂行における裁量の程度 業務の目的、目標、期限等 具体的な仕事の内容・量 進捗報告の頻度 業務の遂行方法、時間配分 出退勤時間</p> <p>今後の裁量労働制に対する意見</p>
労働者調査	<p>労働者の業務 労働時間等 みなし労働時間の認識</p>	<p>労働者の業務 労働時間等</p>

<p>労働時間の状況の把握方法 深夜・休日労働等の頻度 健康状態等 仕事のある日・ない日の睡眠時間 仕事による健康等への影響 仕事・職場等 健康・福祉確保措置の認識 苦情処理制度 本人同意の歳の説明の有無 労使委員会の認知 業務遂行における裁量の程度 業務の目的、目標、期限等 具体的な仕事の内容・量 進捗報告の頻度 業務の遂行方法、時間配分等 出退勤時間 裁量労働制適用に対する満足度 現在の働き方 今後の裁量労働制に対する意見 労働者属性</p>	<p>労働時間の把握方法 深夜・休日労働等の頻度 健康状態等 仕事のある日・ない日の睡眠時間 仕事による健康等への影響 仕事・職場等 適用されている労働時間制の区分 業務遂行における裁量の程度 業務の目的、目標、期限等 具体的な仕事の内容・量 進捗報告の頻度 業務の遂行方法、時間配分等 出退勤時間 現在の働き方 今後の裁量労働制に対する意見 労働者属性</p>
---	---

(3) 調査期日

- 事前確認およびプレ調査 2019年8月～9月
- 本体調査 2019年11月～12月

(4) 集計・推計方法

- 「母集団、有効回答数頭から復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比を算出した。」

4. 裁量労働制実態調査の主な調査結果

- 【調査結果1】:「第7回裁量労働制実態調査に関する専門家検討会」(2021年6月25日)の資料1「裁量労働制実態調査の結果の概要」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000797841.pdf>
- 【調査結果2】:「第7回裁量労働制実態調査に関する専門家検討会」(2021年6月25日)の資料3「裁量労働制実態調査の二次分析(川口構成員 提出資料)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19271.html
- 【調査結果3】:「第1回 これからの労働時間制度に関する検討会」(2021年7月26日)の資料4-3「裁量労働制実態調査の結果について(概要)」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000809289.pdf>

(1) 事業場属性

● 図表 1

適用事業場	常用労働者に対する裁量労働制適用労働者割合	
	専門型 20.9%	企画型 3.8%
	専門型裁量労働制適用労働者がいる 87.3%	企画型裁量労働制適用労働者がいる 22.9%
非適用事業場	常用労働者に対する裁量労働制対象業務従事労働者割合	
	専門型 19.9%	企画型 5.3%
	専門型裁量労働制対象業務 従事労働者がいる 82.9%	企画型裁量労働制対象業務 従事労働者がいる 45.8%

【調査結果1】より作成

(2) 労働者属性

● 図表 2: 対象業務別労働者割合(主なもののみ)

	適用労働者調査	非適用労働者調査
新製品・新技術の研究開発又は人文科学・自然科学に関する研究業務	20.4	25.9
情報処理システムの分析・設計の業務	22.9	26.0
新聞・出版の事業における記事又は放送番組の制作のための取材・編集の業務	4.5	3.3
デザイナーの業務	4.4	4.3
放送番組・映画統の政策の事業におけるプロデューサー・ディレクターの業務	6.3	1.1
システムコンサルタントの業務	2.6	1.8
ゲーム用ソフトウェア創作の業務	3.7	0.5
大学における教授研究の業務 (主として研究に従事するもの)	16.4	3.9
事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務	15.0	15.4

【調査結果1】より作成

(3)労働時間

● 図表 3-1

			専門型	企画型
1か月の労働時間の状況の平均(1人あたり)	適用事業場	事業場調査	170 時間 34 分	176 時間 50 分
	非適用事業場	非適用事業場調査	168 時間 58 分	169 時間 47 分
1週間の平均労働時間数	適用事業場	労働者調査	45 時間 18 分	45 時間 13 分
	非適用事業場	非適用労働者調査	43 時間 7 分	42 時間 53 分
1日の平均労働時間数(*)	適用事業場	事業場調査	8 時間 43 分	8 時間 53 分
		労働者調査	8 時間 57 分	9 時間 15 分
	非適用事業場	非適用事業場調査	8 時間 12 分	8 時間 9 分
		非適用労働者調査	8 時間 39 分	8 時間 44 分
1週間の平均労働日数	適用事業場	労働者調査	5.06 日	4.89 日
	非適用事業場	非適用労働者調査	4.99 日	4.91 日

(*)は適用事業場調査においては、事業場別の日数平均を用いた単純平均

【調査結果1】より上西作成

● 図表 3-2

【調査結果2】(専門家検討会・川内大司構成員らによる二次分析)より
適用労働者のほうが2時間強、週当たり労働時間が長い。一方で約2割年収が高い

適用労働者のほうが週当たり労働時間が長い人が多い。

裁量労働適用別・1週間あたりの労働時間(労働者票)

復元倍率によるウェイトなし。

<労働者票についての回帰分析 レベル推定>

制御変数(*)を制御した場合、適用労働者のほうが1週あたり労働時間が1.3時間前後長い。

(*)制御変数:労働状況の把握方法、性別、年齢、学歴、配偶者、子供の有無・年齢、勤続年数、勤務先での役職、職種。

【裁量労働制実態調査に関する専門家検討会 第7回議事録より、小島茂構成員の指摘】

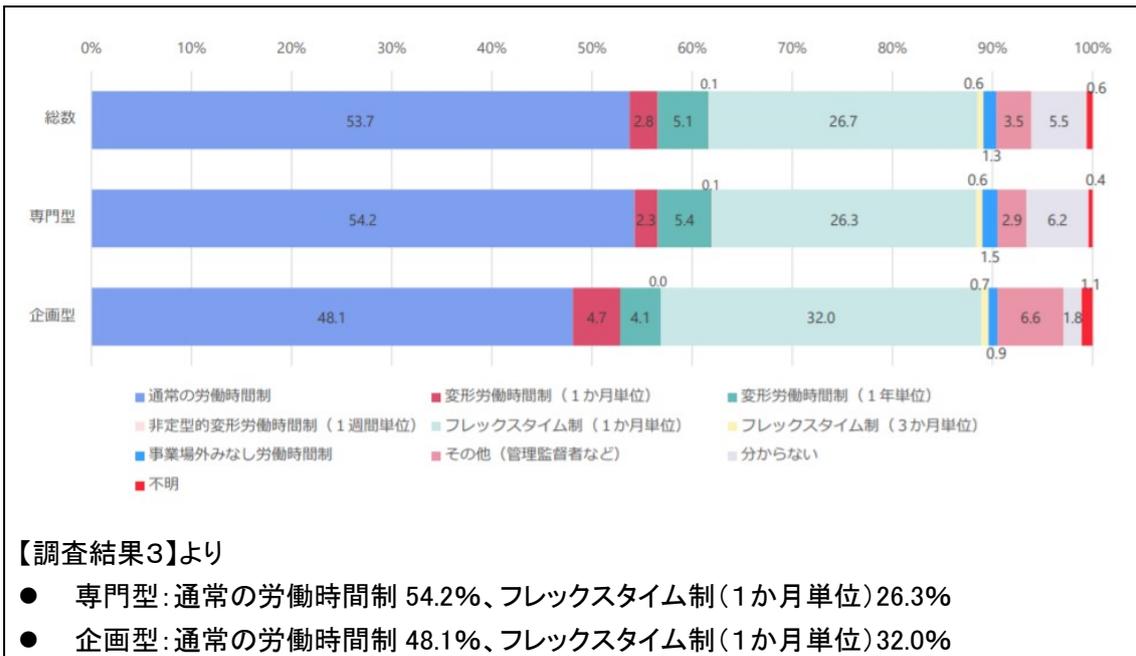
- 適用事業場調査と適用労働者調査で一日の平均労働時間に差がある
- 15分から20分ぐらい、労働者調査のほうが長い

● 図表 3-3



(4) 非適用労働者に適用されている労働時間制度 【労働者調査】

● 図表 4:



(5) みなし労働時間

● 図表 5-1: 1日のみなし労働時間の認知状況【労働者調査】



● 図表 5-2: 1日の平均みなし労働時間数

	裁量労働制	専門型	企画型
適用事業場調査	8 時間 30 分	8 時間 33 分	8 時間 17 分
適用労働者調査	7 時間 38 分	7 時間 38 分	7 時間 39 分

【調査結果1】より上西作成

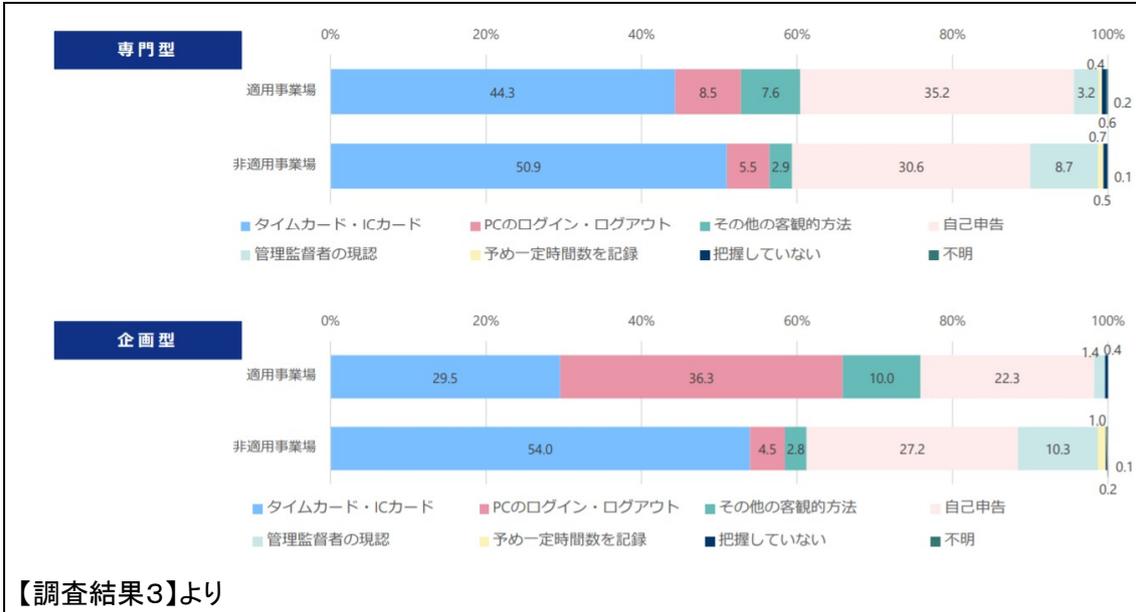
【裁量労働制実態調査に関する専門家検討会 第7回議事録より、小島茂構成員の指摘】

- 適用労働者の調査結果は、適用事業場調査の結果より、1時間ぐらい短い
- みなし労働時間の認識の違いが出ているのではないか
- 適用労働者調査では、4割近くの人が、みなし労働時間を分からないと答えている。このみなし労働時間に対する認識の違いが、事業場調査との1時間の差として出ているのではないか
- 「やはり、適用になっている労働者が裁量労働制について十分に理解していないというようなことがあるのではないかと思います。

これは、労働者の裁量がどのくらいあるかという調査を見ても、目的とか、遂行とか、あるいは出退勤といったようなものを上司が決めているという比率が、事業場調査でも、それなりにあるし、労働者調査のほうでは、事業場調査よりも上司が決めているという比率が高くなっています。これは、裁量労働制に対して、運用上も十分に理解されていないということだと思います。その結果が、事業所調査と労働者調査における、みなし労働時間の大きな違いとなって出ている。それでも1時間も違うというのは、非常に大きな問題だと思います」

(6)労働時間の把握方法

● 図表 6-1:事業場の労働時間の把握方法【事業場調査】



● 図表 6-2:労働時間の把握方法

			タイムカード・ICカード	PCのログイン・ログアウト	その他の客観的方法	自己申告	管理監督者の現認	予め一定時間数を記録	把握していない	分からない	不明
専門型	適用事業場	事業場調査	44.3	8.5	7.6	35.2	3.2	0.4	0.6	-	0.2
		労働者調査	33.7	14.9	7.9	35.5	1.9	1.2	2.8	1.3	0.8
	非適用事業場	事業場調査	50.9	5.5	2.9	30.6	8.7	0.7	0.5	-	0.1
		労働者調査	44.0	14.0	5.0	27.8	4.1	0.9	2.5	1.0	0.6
企画型	適用事業場	事業場調査	29.5	36.3	10.0	22.3	1.4	-	0.4	-	-
		労働者調査	24.6	39.8	16.1	15.8	0.8	0.3	0.4	0.3	1.8
	非適用事業場	事業場調査	54.0	4.5	2.8	27.2	10.3	1.0	0.2	-	0.1
		労働者調査	48.5	16.7	5.8	18.4	5.7	1.7	1.8	0.1	1.3

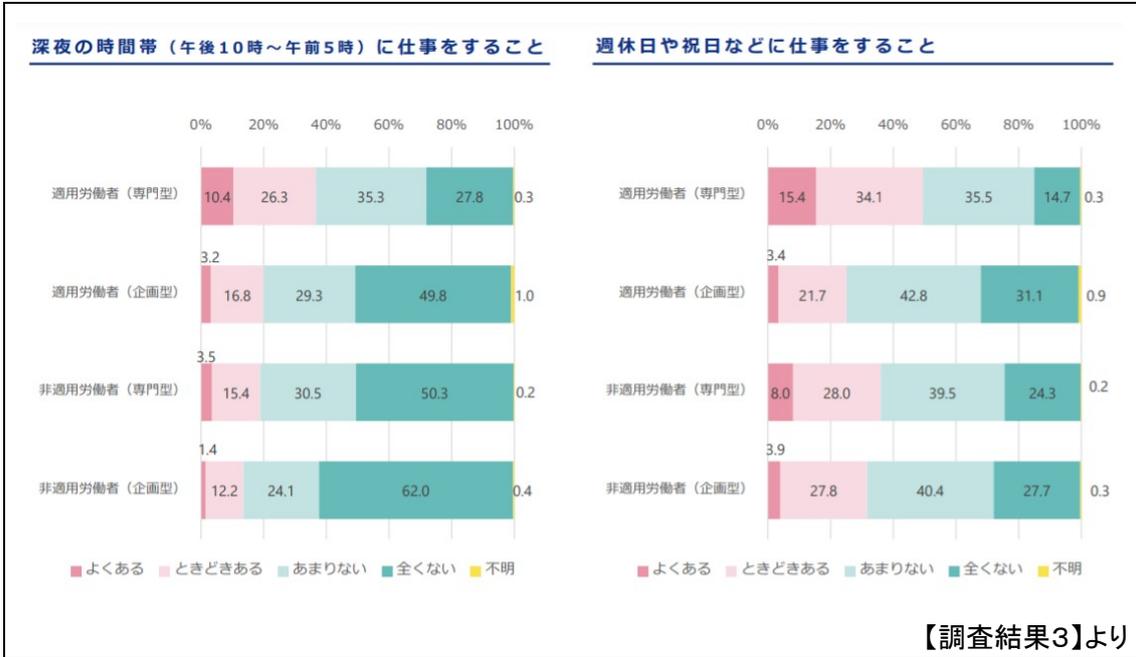
【調査結果1】より上西作成

【裁量労働制実態調査に関する専門家検討会 第7回議事録より、小島茂構成員の指摘】

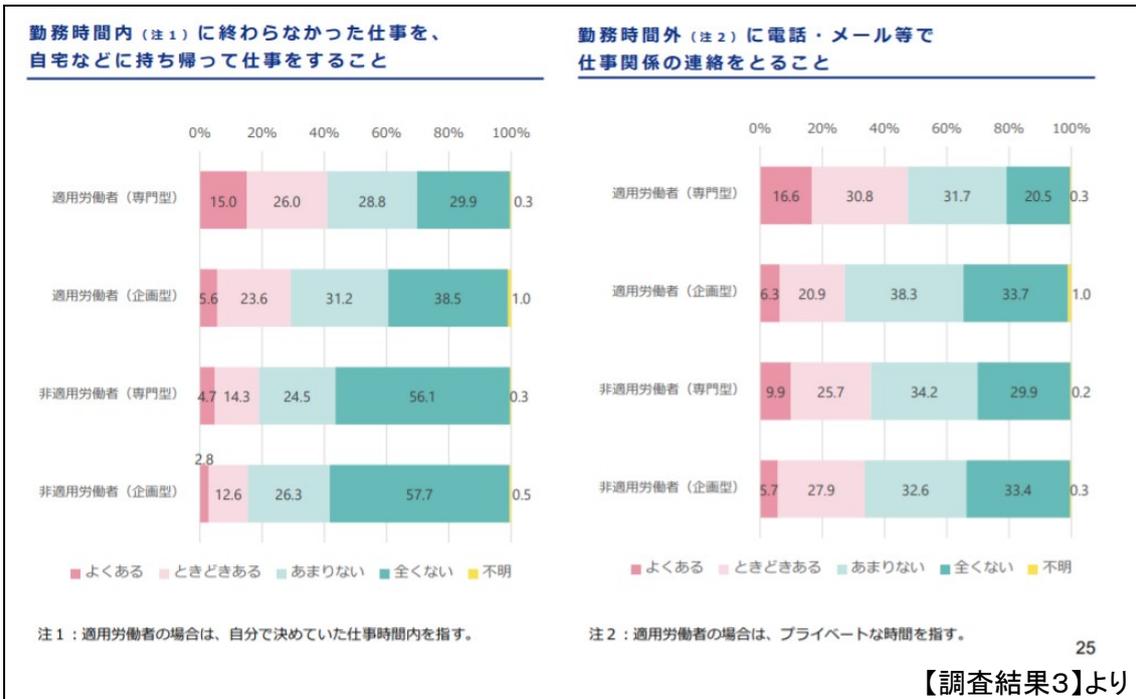
- 適用事業場と適用労働者、非適用事業場と非適用労働者の調査ともに、労働時間の把握方法でタイムカードとPCログインで10ポイント以上の開きがある。そういう時間管理の認識についても、事業場と労働者での差があるというのは、大きな課題

(7) 深夜・休日労働等【労働者調査】

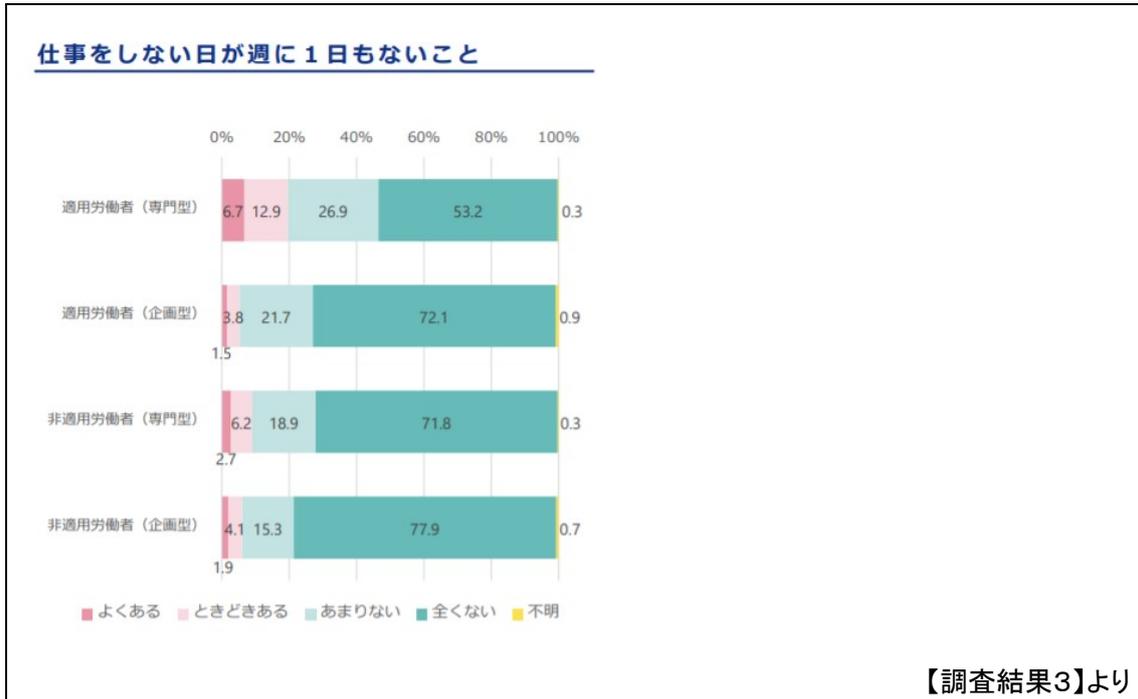
- 図表 7-1: 深夜の時間帯(午後10時～午前5時)に仕事をする事
- 図表 7-2: 週休日や祝日などに仕事をする事



- 図表 7-3: 勤務時間内(自分で決めていた仕事時間内)に終わらなかった仕事を自宅などに持ち帰って仕事をする事
- 図表 7-4: 勤務時間外(プライベートな時間)に電話・メール等で仕事関係の連絡を取ること



● 図表 7-5: 仕事をしない日が週に1日もないこと



(8) 健康状態 【労働者調査】

● 図表 8-1: 健康状態の認識

